

## 日本郭沫若研究会規約

1. 本会は、日本郭沫若研究会と称する。
2. 本会は、郭沫若に関する研究と内外関係諸機関および会員相互の連絡を図ることを目的とする。
3. 本会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。
  1. 研究会およびその他の会合
  2. 会報その他刊行物の発行。会報はホームページに掲載する。
  3. 研究会ホームページの運営
  4. 内外関係諸機関との連絡。
  5. その他必要な事業。
4. 本会の経費は、会費および寄付金を以ってこれに当てる。会費は年額 2000 円とする。ただし院生および学生は 1000 円とする。
5. 会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めた者とする。入会は現会員の紹介による。
6. 本会に次の役員を置く。
  1. 会長 1名
  2. 理事若干名、うち 1名は経理担当
  3. 事務局員若干名、うち 1名はホームページ担当、1名は会報編集担当
  4. 監査 1名
7. 会長は会を代表し、会務を統括する。理事は会長とともに事業および会務の運営に当たる。
8. 必要に応じて、各種役員をおくことができる。役員任期は 2 年とする。再任は妨げない。
9. 会長の選出は、別に定める「会長選出規約」による。

※本規約は 2023 年 6 月 26 日より施行する。